

2026年5月29日

郡山市こども部

こども総務企画課

課長 阿部 義登

TEL：924-3808

放課後児童クラブ利用料の返金漏れについて

放課後児童クラブで、令和5年2月分の放課後児童クラブ利用料の返金を行っていなかったことが判明しましたので報告します。

- 1 対象者 60名（令和5年2月の日和田小児童クラブ利用者）
- 2 対象金額 64,050円（1人あたり480円から1,920円）
- 3 返金概要 新型コロナの影響により、放課後児童クラブを利用できなかった日の利用料を日割りで保護者に返金していたものです。
- 4 原因 令和4年度の放課後児童クラブ利用料は、保護者からクラブへ現金による支払いを行い、クラブから市へ一括で納付していました。  
そのため、返金はその逆に、市からクラブの口座へ一括で振込みし、クラブから保護者へ現金による支払いを行っていたことから、市の財務上の処理としては支払い済みとなっていたものです。
- 5 判明の経緯 金融機関からの利息のお知らせにより当該預金の存在が発覚し、調査の結果、返金漏れであることが判明しました。
- 6 対応 5月29日付けで保護者へ謝罪及び返金についての通知文を発送し、6月から順次、保護者様へ返金を行います。
- 7 総点検の実施及び結果  
今回の返金漏れを受け、市内全ての放課後児童クラブで同様の返金漏れがないか総点検を実施しました。その結果、他の児童クラブでは市がクラブの口座に振り込みした返金額に残金が無いことを確認しました。
- 8 再発防止策 令和5年度から、利用料は「指定口座からの引き落とし」又は「納付書による支払い」とし、利用料の現金による取り扱いは行わないこととしております。また、令和6年度からは指定管理者による運営としており、利用料は令和5年度同様に指定口座からの引き落としとしてしております。

<令和4年度の利用料納付及び返金フロー>

